

レポ取引事件

非居住者の利子所得に係る課税関係の整理

木村浩之

弁護士法人 淀屋橋・山上合同
弁護士

はじめに

今回取り上げるレポ取引事件（東京高判平成20年3月12日・税資258号順号10915）は、日本の内国法人が外国法人との間で外国債の売買及び再売買取引（いわゆるレポ取引）を行い、取引開始時に売買代金として受領した金額と一定期間経過後の取引終了時に再売買代金として支払った金額の差額（レポ差額）が源泉徴収の対象になるか否かが争われた事案である（注）。

利子所得をめぐっては、源泉徴収の対象になるかを検討することが重要といえるが、その取扱いは国内法と租税条約で異なることも多く、租税条約を含めて課税関係を整理しておくことが重要である。

そこで、本稿では、上記事件を取り上げるとともに、非居住者の利子所得に係る課税関係を整理して検討することにしたい。

I

レポ取引事件

1 事案の概要

銀行業務、信託業務等を営む日本の内国法人であるX社は、外国法人との間で、その保有する外国債について複数回にわたってレポ取引を行い、当該外国法人は各取引終了時にレポ差額を得た。

この点、国内法上、外国法人（非居住者）が内国法人から受領した貸付金及びこれに準ずる

ものの利子については源泉徴収の対象となる旨が定められているが、何が「貸付金に準ずるもの」に該当するかは必ずしも明らかではない。本件では、上記レポ差額が貸付金に準ずるものの利子といえるかが問題となった。

なお、現行法では、法改正により、レポ差額がここでの利子に含まれることが明文化されている（所法161①十参照）が、当時はそのような明文規定が存在しなかった。

課税庁は、レポ取引は「売買」と「再売買」という法形式ではあるものの、その経済的な実質は債券を担保に一定期間資金を融通するものであり、レポ差額はそのような金融取引の対価に相当するものであって「貸付金に準ずるものの利子」に該当する旨を主張した。

これに対して、X社は、私法上、レポ取引はあくまでも「売買」と「再売買」であり、これを経済的な観点から金銭の貸借取引であるとみなすのは租税法律主義に反するものであって許されない旨を主張した。

2 裁判所の判断

裁判所（東京高裁）は、「貸付金に準ずるものの利子」というのは、その性質、内容等が消費貸借契約に基づく貸付債権とおおむね同様ないし類似する債権の利子をいうとの判断を示し、法形式を全く考慮せずに経済的効果のみに着目して判断することはできないとして課税庁の主張を斥けた。そして、レポ差額が生じる基因となるレポ取引終了時における再売買代金債

権は消費貸借契約に基づく貸付債権とその性質、内容等がおおむね同様なし類似するとはいえないとし、結論としてレポ差額は「貸付金に準ずるものの利子」には該当しない旨を判示した。

若干の検討をすると、租税法主義の観点からは、あくまでも法的な観点から文言を解釈すべきであり、「貸付金に準ずる」とは、金銭消費貸借契約以外の原因によって生じた債権であって金銭消費貸借契約に基づく貸付債権と法的性質が類似するもの（典型的には準消費貸借契約に基づく債権）をいい、その「利子」とは、そのような債権を元本として、これに付随して生じる利息債権をいうと考えられる。

この点、レポ取引に基づく再売買代金債権は消費貸借契約に基づく貸付債権とは法的性質が異質であるのみならず、それによって生じるレポ差額はあくまでも当初の売買代金と再売買代金の差額（譲渡益）であって、元本債権に付随して生じる利息債権ではない。

したがって、レポ差額が貸付金に準ずるものの利子には該当しないとした裁判所の判断は正当であり、このことは、レポ差額と同様に経済的な実質としては一定期間の資金提供の対価に相当する割引債の償還差益が利子に該当せずに譲渡所得に該当するものとして取り扱われていること（措法41の12の2参照）と整合する。

3 租税条約上の取扱い

以上はレポ差額についての国内法上の取扱いであるが、租税条約上の取扱いについても検討しておきたい。OECDモデル租税条約における利子所得の定義は広く、あらゆる種類の信用に係る債権から生じるもの（一定期間資金を利用させることの対価）が利子所得に該当するとされており、しかも、債券の割増金（プレミアム）が利子所得に含まれることが明示されている（11条3項）。

このことから、租税条約では、前述の割引債

の償還差益のみならず、レポ差額も利子所得に該当しうるものと解される。もっとも、租税条約上で利子所得に該当するとしても、国内法上で利子所得に該当しない場合には源泉徴収の対象にはならない。このように国内法と租税条約で取扱いが異なる場合の課税関係については、以下でさらに詳しく検討する。



II 利子所得に係る課税関係

1 国内法上の課税関係

国内法上、非居住者に対して支払う利子については、源泉徴収（所法212①）の対象である利子所得に該当する場合とそうではない場合がある。すなわち、①債券や預貯金から生じる利子（所法161①八）と②事業者に対する貸付金の利子（所法161①十）はともに利子所得として源泉徴収の対象になる（①については15%、②については20%の税率）。

また、③割引債の償還差益については、利子所得としては取り扱われないものの、15%の税率による源泉徴収の対象とされている（措法41の12の2）。

これに対して、④非事業者に対する貸付金の利子（所法161①二）については、源泉徴収の対象とはならず、申告納税による課税の対象とされている。

2 租税条約が適用される場合

前述のとおり、租税条約上の利子所得の定義は広く、①ないし④のいずれも利子所得に該当することが多い。そして、租税条約では、利子所得については限度税率（又は源泉地国における免税）が定められていることが通常であり、租税条約が適用される場合には①ないし③の源泉徴収税率は限度税率にまで軽減される。

源泉徴収の場合は租税条約の適用関係は比較的わかりやすいが、④の申告納税の場合の適用

関係はやや複雑となる。すなわち、申告納税の場合、ネット所得に対して算出された税額が受領した利子の総額に限度税率を乗じた金額にまで減額されることになる。

例えば、外国法人が非事業者である日本の居住者から100の利子を受領し、これに関連する費用が30あるとすれば、その所得金額は70となる。これに適用される法人税率が30%であるとするならば、その税額は21となる。ここで適用される租税条約上の限度税率が10%であるとするならば、受け取った利子の総額である100に10%を乗じた金額である10にまで税額が減額されることになる。

3 割引債の償還差益が利子所得に該当しない場合

③の割引債の償還差益に関して、一部の租税条約では、債券の割増金（プレミアム）が利子所得に含まれることを明示する表現をあえて除外しているものがある（例えば、日本とスペインとの間の租税条約）。そのような租税条約においては、割引債の償還差益は利子所得には該当しないと解することになると考えられる。

割引債の償還差益が利子所得には該当しない場合、事業所得、譲渡収益、その他所得のいずれかに該当することになる。したがって、多くの場合には、その所得が国内の恒久的施設（PE）に帰属しない限り、日本では課税が認められないことになる。

4 貸付金が国外業務に係るものである場合

②の事業者に対する貸付金の利子に関して、国内法では、当該貸付金が日本の国内業務に係るものである場合に国内源泉所得に該当するという使用地基準がとられる。これに対して、租税条約では、利子の支払をする者の居住地を基準にいずれの国で利子が生じたかを判断する支払者基準がとられることが一般である。

このように国内法と租税条約でソースルールが異なる場合、源泉置換規定（所法162①）が適用される。そこで、国内法上のソースルールでは国内源泉所得に該当せずに源泉徴収の対象にならない利子所得が租税条約のソースルールによって国内源泉所得となり、源泉徴収の対象となることがありうる。

例えば、外国法人が事業者である日本の居住者に貸付けをするが、その貸付金が日本の国外業務に用いられるものである場合、当該貸付金の利子は国内業務に係るものではなく、国内法では国内源泉所得には該当しない。ここで適用される租税条約上のソースルールが支払者基準であるとするならば、当該利子は日本の居住者が支払をするものであることから日本の国内源泉所得となり、源泉徴収の対象となる（ただし、その税率は租税条約上の限度税率にまで軽減されることになる）。



III 利子所得と他の所得との区分

1 配当所得との区分

利子所得については、他の所得との区分が問題となりうる。特に、資金調達的手法によっては配当と利子の境界が必ずしも明確でない場合があり、株式の中でも社債に近い性質を有するもの、逆に社債の中でも株式に近い性質を有するものがありうるが、それらから生じる所得が配当と利子のいずれに該当するかによって課税関係が異なるため、どのように区分するかを検討する必要がある。

この点、国内法では、利子と配当は法形式によって区分され、債権から生じるものは利子であり、株式や出資持分から生じるものは配当として取り扱われる。したがって、その境界は割と明確であるといえる。

これに対して、租税条約では、その区分にはより実質的な要素も含まれる。OECDモデル租

税条約における配当の定義（10条3項）によると、まず、株式や出資持分から生じる所得については、日本の国内法と同様に配当として取り扱われる。そこで、例えば、優先して定率配当がなされ、かつ、一定の時期に償還されるかなり社債に類似した優先株式であっても、そこから生じる所得は配当となる。

次に、信用に係る債権から生じる所得については、前述のとおり広く利子所得に該当することになる。もっとも、法的には債権であったとしても、それが実質的に資本参加であって企業リスクを負担する場合（典型的には、一般債権者に劣後し、利率が利益に応じて変動する社債であって、償還期限が無期限とされているような場合）には、そのような債権から生じる所得は配当所得となりうる。すなわち、当該所得についての源泉地国における課税上の取扱いが配当と同様である場合には、租税条約上も配当所得として取り扱われることになる。

日本では、債権から生じる所得については、たとえそれが実質的に資本参加であったとしても課税上で配当と同様に取り扱われることは考えにくい。各国の国内法によっては配当として取り扱われることがありうる。そのような場合には、国内法の取扱いにあわせて租税条約上の所得区分がなされることになる。

2 事業所得との区分

ある所得が利子所得であると同時に事業所得にも該当する場合、利子所得条項が優先的に適用される。そこで、事業所得との区分を検討する上では、まずは利子所得に該当するかを検討することになる。

この点、OECDモデル租税条約コメントリーでは、例えば、売買に伴って支払われるもののうち、分割手数料のように売買代金に付加して支払われるものについては利子所得に該当するとされている（11条パラ7.8）。なお、これに対して、遅延損害金については租税条約の本文で

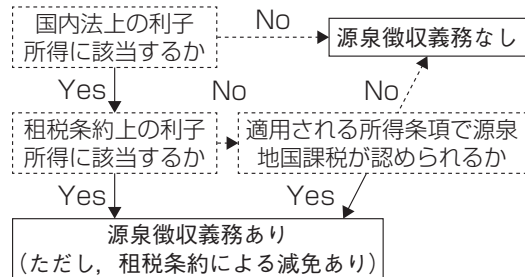
利子所得の範囲から明示的に除かれていることが一般である。

また、利子所得に該当するためには元本となるべき債権が存することが必要であり、元本債権が存しない金融派生商品（デリバティブ）から生じる利益については、利子所得には該当しない（11条パラ21.1）。そのほか、一般的な債権譲渡から譲渡益が生じたとしても、それは利子所得には該当しない（11条パラ20）。

IV まとめ

利子やそれに類似する支払については、さまざまな性質・内容のものがあがり、利子所得該当性をめぐっては、法形式に着目した区分と経済的な実質に着目した区分がありうる。その判断にあたっては、国内法のほか、実際に適用される租税条約の規定を踏まえて、個別の取引ごとに利子所得該当性を検討する必要がある。また、国内法と租税条約では取扱いが異なる場面も多く、最終的な課税関係を判断する上では、国内法上の取扱いが租税条約によってどのように修正されるかを検討する必要がある（図表参照）。

【図表】 利子所得に係る源泉徴収義務



（注） 事案の概要につき、吉村政穂「レボ取引のレボ差額について所税161条6号の「利子」該当性を否定した事例」『税研』24巻2号（2008年）95頁、弘中聡浩＝伊藤剛志「源泉徴収課税を巡る国際租税法上の問題点－レボ取引に関する納税者勝訴の事例を素材として－」『租税研究』724号（2010年）194頁参照。